

# 管理委託契約約款

2011年4月22日届出

株式会社国際総合知財ホールディングス

World Intellectual Property Holdings, Inc.

## 第1条 【目的】

この約款は、デジタル方式により表現されている著作物（以下、「電子著作物」といいます。）の取扱いに関わる委任契約の内容を定めるものとし、電子著作物の著作権の保護と利用の円滑化を図るため、委託者（以下、「甲」といいます。）が受託者（株式会社国際総合知財ホールディングス）（以下、「乙」といいます。）に利用の許諾の代理をさせる委任契約の内容を定めることを目的とする。

## 第2条 【管理委託契約の範囲】

甲は、乙が指定する管理委託申込書で乙に管理を委託する甲の電子著作物の指定及び以下表1の○印で示す著作権の支分権の利用権を①から⑤で定義する管理区分のいずれかに係わる電子著作物、その編集著作物及びそのデータベースの著作物の使用許諾を指定し、乙が、当該申込書を受理することで、甲乙は甲が指定した甲の電子著作物及び管理区分について管理委託契約を締結するものとし、乙が乙の名において利用者と使用許諾契約を締結の上、使用料の收受及び分配、その他これらに付帯する業務を取次により行うことを乙に委任し、乙はこれを受任する。

- 2 甲乙は、乙に管理を委託する著作権の二次的著作物の創作及び利用に関する権利並びに二次的著作物の利用権に係わる電子著作物、その編集著作物及びそのデータベースの著作物の取扱いに関して、甲乙協議の上、別途契約を締結できるものとする。

表1

管理区分		①言語(文章)	②美術	③プログラム	④写真	⑤映画(動画)
著作権の支分権	複製権	○	○	○	○	○
	上演権・演奏権	○	—	—	—	—
	上映権	○	○	—	○	○
	公衆送信権	○	○	○	○	○
	頒布権	—	—	—	—	○
	口述権	○	—	—	—	—
	展示権	—	○	—	○	—
	譲渡権	○	○	○	○	—
	貸与権	○	○	○	○	—

## 第3条 【受託の範囲】

甲は、法人並びにその職員及び自然人（個人）とする。

- 2 甲は、その有する電子著作物の著作権に係る次に定める利用方法で、管理委託契約において指定したものに関する管理（利用許諾契約に関する交渉及び契約の締結、

使用料の收受及び分配、その他これに附帯する業務)を委任し、乙はこれを引き受けるものとする。

- ① 電子著作物をCD-ROMその他のデジタル記録媒体または紙媒体に複製し、その複製物を譲渡すること。
  - ② 電子著作物をコンピュータ・ネットワークを用いて受信先の受信装置に公衆送信し、伝達すること。
- 3 甲が管理委託契約において指定したものについては、使用料規程に定める額に関わらず、甲が、その都度その使用料の額を決めるものとする。

#### 第4条 【業務地域及び再委託】

乙は、原則として日本国及び日本国以外の国、地域において業務を行うものとする。

- 2 日本国以外の国、地域において乙が第2条の業務を行う場合は、乙は、これを当該国、地域の著作権管理団体等に再委託することが出来るものとする。

#### 第5条 【著作権の保証】

甲は、乙にその著作権の管理を委託するすべての著作物について著作権を有し、かつ、他人の著作権を侵害していないことを保証する。

- 2 乙は、前項の保証に関し、必要があるときは甲にその資料の提出を求めることができる。この場合において、甲はすみやかにこれを提出しなければならない。

#### 第6条 【契約の期間】

契約期間は、管理委託契約の締結の日から1年を経過した後で最初に到達する3月31日までとする。但し、契約期間満了の1カ月前までに、乙又は甲が反対の意思表示をしないときには、本契約は自動的に1年間更新されたものとする。

#### 第7条 【使用料の徴収方法】

乙は、文化庁長官に届け出た使用料規程に基づき、利用者から使用料を徴収するものとする。

- 2 乙は、利用許諾契約の促進又は管理の効率化を図るため、必要に応じ、合理的な範囲で文化庁長官に届け出た使用料規程に定める使用料の額を減じた額を利用者に請求することができる。

#### 第8条 【受益者の指定】

この約款における受益者は甲とする。但し、甲は、乙の同意を得て、第三者を受益者に指定し又は指定した受益者を変更することができる。

#### 第9条 【使用料の分配方法】

乙は、4月1日から翌年3月31日までの1年度の使用料を甲に翌年度の6月3週目の月曜日に分配するものとする。

- 2 乙に分配される額が2千円未満の場合、甲は、分配金を、乙の著作権等管理事業事務局で受取れるものとし、分配される額が2千円以上の場合、乙は、甲が指定する日本国内に開設された銀行口座に送金して支払うものとし、振込みに係る手数料は、分配金より差引かれるものとする。但し、甲が、乙の著作権等管理事業事務局で分配金を受取る場合、甲は、受取りを希望する日程を乙に通知し、予め受取りが行える日程を定めるものとする。また、送金に係る手数料が分配金以上の場合、送金は行われないものとし、甲乙の協議によって受取り方法を定めるものとする。

#### 第10条 【乙の手数料】

乙は、乙が文化庁長官に届け出た使用料規程に定める手数料を徴収するものとし、乙が、利用者から甲の電子著作物の使用料を徴収した際に、乙は、徴収した使用料から当該手数料を控除し、使用料から手数料を差引いた額を甲に分配する時まで預かるものとし、当該預金に利息は付さないものとする。また、乙の手数料は、甲の電子著作物の使用料の50%以下と定める。

#### 第11条 【乙の公示・通知義務】

乙は、この約款を変更した場合は、変更された約款を遅滞なく乙の事務所及びホームページ (<http://www.wiph.co.jp>) に公示し、甲に電子メールで通知しなければならない。但し、甲が郵送による通知を管理委託契約締結時に希望する場合、乙は、管理委託契約書に記載される甲の住所へ郵送するものとする。

#### 第12条 【甲の通知義務】

甲及び甲が指定する受益者（以下、「甲達」といいます。）は、甲達の住所、電話番号、電子メールアドレス、甲達指定金融機関口座等の変更、又は改名、社名変更、代表者の異動、合併、会社分割、解散等の場合、速やかに乙に通知し、所定の手続きを行うものとする。

- 2 乙は、甲が前項の手続きを怠った事による損失、損害等について、一切の責を負わないものとする。

#### 第13条 【管理委託契約款の変更】

本約款の変更の内容に異議のある甲は、通知の到達した日から2カ月以内に、書面による申し出により、管理委託契約を解除することができる。

- 2 乙から甲へ通知した日から3カ月経過しても前項で定める解除の申し出がない時、

甲は管理委託契約の変更について承諾したものとみなし、通知日は乙が電子メールを送信した日もしくは消印が付された日と定める。

#### 第14条 【甲の地位承継】

相続又は譲渡により甲の有する著作権を承継した者は、管理委託契約に基づく委託者の地位を承継するものとする。

#### 第15条 【承継の届出】

甲の地位を承継した者は、すみやかにその旨を乙に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者が届け出るものとする。

#### 第16条 【管理委託契約の解除】

甲又は乙は、相手方に下記いずれかの事由が生じた時は、管理委託契約を解除することができる。

- ① 本契約の義務に違反し、又は本契約の全部または一部を履行せず、1ヶ月以上の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に違反事項の是正を行わず、履行しないとき
  - ② 第三者により差押、仮差押、仮処分、競売の申請、租税公課の滞納による差押、又は支払いの遅滞処分を受けたとき
  - ③ 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - ④ 破産、会社整理、会社更生、又は民事再生手続等の開始の申し立てがあったとき
- 2 甲は、管理委託契約期間内においても、乙に対し書面により解除の意思を通知することにより、管理委託契約の全部又は一部を解除することができるものとする。この場合、管理委託契約は、通知が乙に到達した日から3ヶ月後の月末日をもって終了するものとする。但し、該当する著作物が第三者に使用許諾されている場合、乙は利用者に対して速やかに通知を行うものとし、利用者への影響を考慮し、解除日を最長6ヶ月延長することができるものとする。

#### 第17条 【財務諸表等の提供】

乙は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、著作権等管理事業法施行規則第19条に定める財務諸表等を作成し、これを乙の事務所に備え付け、甲の申し出により、閲覧、謄写させるものとする。

#### 第18条 【管轄裁判所】

本約款に関して生じる紛争について、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の

専属管轄裁判所とすることに合意するものとする。

**第19条 【言語】**

本約款は日本語で解釈するものとし、本書が他言語に翻訳されて解釈の違いが生じた場合、日本語での解釈のみ有効とする。

**第20条 【法律】**

本約款に関して生じる紛争について日本国法を適用することに合意するものとする。

**第21条 【協議】**

本約款について定めのない事項については、甲及び乙の協議するところにより定める。本書中の条項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。

**第22条 【管理委託契約約款の実施日】**

この約款は、文化庁長官が届け出を受理した日から実施する。